

## 基本計画 中間評価シート 戦略6（試案）

**戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成**

全国各地において、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者等を含む関係機関相互の連携強化を図り、総合的な文化芸術政策を担いつつ、地域の連携・協働を推進するプラットフォーム（関係機関等の対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能とする枠組み）を形成する。

**全体評価<sup>1</sup>**

地方自治体、住民、民間団体が連携し、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るため、平成 30 年に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、都道府県が文化財保存活用大綱を策定できることとなり、また、市町村が文化財保存活用地域計画を作成し、文化庁の認定を受けることが可能となった。これにより、**多くの都道府県や市町村にて大綱や計画の策定等が進んでおり、地方における文化芸術推進の体制強化、地域の連携・協働が進展したものと評価できる。**

また、国内の創造都市に関するネットワーク組織である「創造都市ネットワーク日本（CCNJ）」に参加する自治体が増加しており、文化芸術の持つ創造性を生かした産業振興・地域活性化等の取組を推進する自治体が増加し、**国内及び世界の創造都市間の連携・交流の促進が図られている。**

官民一体となった文化芸術振興のためには、公的財政による支援のみならず、文化芸術を支える民間（企業、団体、個人等）の支援を促進することが重要であるところ、国立文化施設に対する寄附は、新型コロナウイルスの影響により厳しい経済状況のなか、平成 29 年度と比べてほぼ同額を維持しており、**各施設に対する寄附文化の醸成が図られているものと評価できる。**

文化芸術政策に関する国内外の情報や各種データの収集・分析、将来推計等の調査研究が積極的に行われており、**客観的な根拠に基づいた政策立案の機能強化が図られている。**

<sup>1</sup> 全体評価の検討に当たっては、平成 30 年度以降に実施された行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）に基づく政策評価（以下「政策評価」という。）及び独立行政法人評価を参考とした。

今後、関係省庁の施策についても追加予定。

## 指標の状況

- ・1期計画「進捗状況を把握するための指標について」（現状データ集）及び政策評価における「測定指標」を用いている。
- ・目標値は特に記載がない場合は令和2年度における到達目標を示す。

### ①地方公共団体における文化財を保存し活用するための計画の策定等

測定指標ア) 地方公共団体における文化財保存活用地域計画等の作成<sup>2</sup>

改正文化財保護法の施行（平成31年4月1日）以降、

38道府県において文化財保存活用大綱策定（令和2年度）

※令和3年6月末まで、39道府県において策定

23市町において文化財保存活用地域計画作成（令和2年度）

※令和3年7月末まで、全国47市町（26道府県）において認定

### ②地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

測定指標ア) 国内の創造都市に関するネットワーク組織である「創造都市ネットワーク日本

（CCNJ）」参加自治体数（**目標：170自治体**）<sup>3</sup>

103自治体（平成29年度）→117自治体（令和2年度）

### ③地域の文化芸術環境の整備

測定指標ア) 地域の文化的環境の満足度（文化芸術の鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的町並みの保存・整備等）（**目標：60%**）<sup>4</sup>

33.5%（平成30年度）→36.5%（令和2年度）

### ④文化芸術に対する寄附の増加

測定指標ア) 国立美術館・博物館の寄附金受け入れ額（**目標：1,601百万円以上**）<sup>5</sup>

1,458百万円（平成29年度）→1,493百万円（令和2年度）

※なお、平成30年度、令和元年度と約1700百万円の寄附を受け入れており、平成28年度以降、目標を超える水準の寄附を受け入れた年度も存在している。

### ⑤客観的なデータ等に基づく政策立案

計画期間中、主に以下のとおり、毎年度調査研究を実施し、文化GDPの拡大方策の検討等に活

<sup>2</sup> 文化庁調べ

<sup>3</sup> 文化庁調べ

<sup>4</sup> 文化庁調べ※目標設定時は調査方法が対面調査であったものがウェブ調査に変更となり、「わからない」の回答が増加した。「わからない」と回答したものを除いた割合は平成30年度：45.4%、令和2年度：49.5%である。

<sup>5</sup> 文化庁調べ なお、政策評価において、平成23年から27年度の寄附受入額に基づき、その平均値を目標として設定している。

用している。

平成 30 年度	文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究（文化 GDP 整備）
令和元年度	文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究（文化 GDP 整備）
令和 2 年度	文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究（文化 GDP 整備）
令和 2 年度	文化統計の整備に関する調査研究事業（文化芸術関連データの整備）

### グッドプラクティス等の例（別紙）

#### ①地域の文化芸術環境の整備

- ア) 文化芸術創造拠点形成事業
- イ) 地域文化財総合活用推進事業
- ウ) 国民文化祭

#### ②文化政策の調査研究

- ア) 文化 GDP に関する調査研究
- イ) 大学等との共同研究事業
- ウ) 諸外国における文化政策等の比較調査研究事業
- エ) 文化に関する世論調査

### 主な取組<sup>6</sup>

（法改正）

#### 【平成 30 年度】

- ・文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の成立  
過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要との問題意識の下、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るもの。

（税制改正）

<sup>6</sup> 今後、関係省庁の施策についても追加予定。

## 【平成 30 年度】

- ・文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充
- ・公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の拡充

### (事業)

#### (地域の文化芸術活動の振興)

舞台芸術創造活動活性化事業、戦略的芸術文化創造推進事業、芸術祭・芸術選奨、国民文化祭、全国高等学校総合文化祭、劇場・音楽堂等機能強化推進事業、文化芸術創造拠点形成事業、文化芸術創造都市推進事業

### (文化政策の調査研究)

文化行政調査研究、地方文化行政状況調査、新政策課題対応調査

## 課題

- ・ 地方における文化財の保存・活用については、文化財保護法の改正により、都道府県における文化財保存活用大綱の策定が可能となったこと、市町村が作成する文化財保存活用地域計画の認定制度が創設されたことにより、地域における文化財の総合的・一体的な保存・活用に向けた官民連携した体制整備が進んでいる。現在、市町村における計画策定に向けた検討が進められており、今後計画認定が一層進むことが求められる。
- ・ 地域の連携・協働など、体制の構築は一定程度進んでいるものの、地域の文化的環境の満足度は目標に届いておらず、こうした体制を活用して実際に成果を上げることが求められる。
- ・ 自治体間の地域連携・協働については、CCNJ の参加自治体数が目標達成には至っていないものの、一定規模での連携・協働を可能とするプラットフォームの形成がなされた。今後はプラットフォームにおける連携・協働の強化、内容の充実に向けて、一層の取組の促進が必要である。
- ・ コロナ禍において文化芸術活動に対する寄付活動の重要性が再認識されており、寄附拡大に向けた取組が必要。あわせて、国民の文化芸術活動に対する寄付活動の傾向が把握できていないため、その方策について検討すべきである。

## 今後の方向性

- ・ 地方における文化財の保存・活用について、特に、文化財保護法に基づく、市町村における文化財保存活用地域計画の認定を進め、地方自治体と関係団体、文化施設、企業等との連携強化を進めていくことが重要である。同様に、文化芸術創造都市に取り組む地方公共団体の参加を促すことが重要である。

- ・ 寄附文化の受入れについては、文化芸術に対する寄附意識を醸成し、寄附を促進するための、より一層の取組が必要である。また、国民の寄附行動の傾向を適切に把握できる指標について検討することが必要である。
- ・ 第2期文化芸術推進基本計画の策定に当たっては、本中間評価に基づき、現在設定している目標や指標の有効性等を精査し、各目標や指標の在り方について慎重な検討を行う必要がある。その際も、本中間評価における評価と同様に、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を適切に反映させるよう配慮が必要である。

## 戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

全国各地において、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者等を含む関係機関相互の連携強化を図り、総合的な文化芸術政策を担いつつ、地域の連携・協働を推進するプラットフォーム（関係機関等の対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能とする枠組み）を形成する。

- 地域の文化芸術活動を活性化するためには、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者、芸術家、学校等、社会福祉施設、非営利団体、中間支援組織、文化ボランティアなどの関係機関等が相互に連携・協働し、文化芸術のあらゆる現場において創造・活動の場を広げ、総合的な文化芸術政策を展開することが重要である。また、これらの関係機関等による対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能にする枠組みとして多様な連携組織等の地域の連携・協働を推進するプラットフォームを形成することを目指す。
- こうしたプラットフォームの形成のためには、関係機関等の中でも、文化芸術団体や文化施設等の職員は積極的な役割を果たすことが求められており、これらが特に継続的に活動するために必要な経営力、企画力、法令順守対応等のマネジメント力を強化することを目指す。
- 文化芸術を一層振興するためには、国や地方の財政が厳しい中、公的財政による支援のみではなく、社会全体の取組が必要であり、企業等の民間事業者及び個人からの寄附文化の醸成に向けた取組、文化芸術に係る税制の改善やその活用に向けた取組の周知、幅広く文化芸術が支援される方策を検討し、民と官の多様な連携が振興するよう、文化芸術に係る多様な財源を確保することを目指す。
- 文化芸術創造都市に取り組む地方公共団体等による全国的・広域的ネットワークの充実・強化を図るとともに、海外の創造都市やユネスコ等の関係者との交流を促すこと、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に活用し、地域課題の解決に取り組む活動を推進する。
- 文化芸術政策に関する国内外の情報や各種データの収集・分析、将来推計等の調査研究を通じて、客観的な根拠に基づいた政策立案の機能を強化する

## 戦略6 関連（5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策）

- 地方公共団体が中心となり、地域住民や地域の芸・産学官と共に取り組む地域の文化資源を活用した文化芸術事業を促進する。
- 独立行政法人日本芸術文化振興会において、文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、専門家による助言、審査、事後評価・調査研究等（アーツカウンシル機能）の地域との連携・強化を図る。
- 地域の中小の様々なホールを牽引する中核的な劇場・音楽堂等への支援の充実を図るとともに、国と地方公共団体が役割分担・協力しつつ、芸術団体や地域の劇場・音楽堂等と連携・協力して、居住する地域にかかわらず等しく、質の高い舞台芸術を鑑賞する機会が確保できるよう、取組の充実を図る。
- 国内外の文化芸術関係者等が、国の文化芸術振興に関する施策の内容や、国内外の文化芸術に関する各種の情報、専門的知識等を把握することができるよう、情報通信技術など様々な方法を活用して、積極的に提供していくとともに、相談、助言等の窓口機能の整備を図る。
- 地方公共団体、文化芸術団体等による情報提供のための取組を促進する。
- 文化芸術を支える民間（企業、団体、個人等）の支援を促進するとともに、税制上の措置の活用に係る周知を行うなど、寄附文化を醸成するべく努める。
- 文化芸術関係者をはじめ、広く国民に対して、文化芸術活動に対する寄附等に関する税制措置の現状、企業等による支援活動の状況、多様な方法による文化芸術活動への支援の事例等について、文化芸術団体等と連携しつつ、情報の収集及び提供を行う。
- 施策の実施に際しては、関係府省間の連携・協働を一層推進するとともに、国、地方公共団体、企業、芸術家等、文化芸術団体、非営利団体、文化ボランティア、文化施設、社会教育施設、教育研究機関、報道機関等の関係機関等が各々の役割を明確化するとともに、相互の連携強化を図る。
- 各施策の企画立案、実施、評価等に際しては、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う。
- 各地域において、国及び地方公共団体の文化行政担当者、芸術家等、文化芸術団体等が、各地域の文化芸術を取り巻く状況や活動の実態、文化芸術振興のための課題等について、情報や意見の交換を行う場を積極的に設ける。
- 文化芸術振興のための基本的な政策の形成や、各施策の企画立案及び評価等に資する基礎的なデ

一々の収集や各種調査研究の充実を図りつつ、客観的な根拠に基づいた政策立案の実施を強化する。

- 文化芸術施策の評価について、文化芸術各分野の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず定性的な評価も活用し、質的側面を含む適切な評価方法の確立を図る。

文化芸術推進基本計画（第1期） 中間評価  
グッドプラクティス

---

# ①地域の文化芸術環境の整備

## ア) 文化芸術創造拠点形成事業

### ユネスコ創造都市札幌—芸・産学官の連携によるメディア芸術拠点形成事業【実施主体：札幌市】

文化施設や公共施設空間においてメディアアート関連イベントや教育プログラムを実施し、学生の発表機会を創出するほか、携帯端末を用いた音、光、映像の展示の鑑賞など夜間観光の新たなコンテンツとして発信している。

### 穂の国とよはし芸術創造発信事業【実施主体：愛知県豊橋市】

穂の国とよはし芸術劇場を拠点として、市民とともに創り上げる演劇や地元出身のアーティストによる公演を行うことで鑑賞機会を提供したり、障害の有無にかかわらず表現活動を体験できる障害者アートのためのワークショップを実施したりすることで、市民の文化活動の更なる活性化や交流促進を図る。

### UBEビエンナーレ（現代日本彫刻展）開催業務【実施主体：山口県宇部市】

野外彫刻の国際コンクール・UBEビエンナーレの受賞作品の企画展のほか、市内の小中学生を対象とした野外彫刻の鑑賞授業や彫刻教育、ワークショップ等の実施により「彫刻のまち宇部」に対するシビックプライドを醸成するとともに、アートコミュニティを形成している。

## イ) 地域文化財総合活用推進事業

### 地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画等策定支援

地域における未指定文化財を含めた文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、文化財保存活用地域計画を作成する市町村に対して技術面、財政面での支援を行っている。計画作成を通じて文化財行政の取組方向性を対外的に明示し、他の行政分野、地域住民、民間団体等の理解・協力を得ることにより、地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図っている。令和3年8月現在で文化財保存活用地域計画は47件を認定、また令和6年度までに169件の作成要望がある。（令和3年6月文化庁実施 文化財保存活用地域計画及び保存活用支援団体に係るアンケート結果より）

### 山口市文化財保存活用地域計画【実施主体：山口県山口市】

文化財保護部局として掲げた将来像の実現に向けて、わかりやすく体系的に施策をまとめた計画を作成し、他部局と共有。総合計画と連動した重点施策の設定により、市町村合併で域内に生じた文化財保護状況の偏りを是正するとともに、文化財の保存と活用を通じて交流人口拡大に貢献する。

### 若狭町文化財保存活用地域計画【実施主体：福井県若狭町】

文化財の担い手が不足している中、地域の誇りとして文化財の価値を共有し、地域住民や民間企業と協働で取り組む古民家をいかした宿泊施設の運営や体験事業などの地域内外の交流活性化を通じて、文化財を活用したまちづくりをより発展させ、地域の誇りと暮らしの豊かさを育む。

## ウ) 国民文化祭

観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典を実施し、各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用し、一層の芸術文化の振興に寄与している。

## ②文化政策の調査研究

### ア) 文化GDPに関する調査研究

#### 【概要】

未来投資戦略2017（平成27年6月閣議決定）及び文化経済戦略（平成29年12月）において文化芸術資源を活用した経済活性化の方針を提示。我が国が目指すGDP総額600兆円の3%に当たる18兆円を「文化芸術による付加価値（いわゆる文化GDP）」の目標に掲げ、これを踏まえて、文化庁は「文化芸術による付加価値」推計の調査研究を実施。

#### 【成果】

ユネスコ基準での文化GDP推計を実施した（平成30年の文化GDPは約10.5兆円（総GDPの約1.9%））。

### ウ) 諸外国における文化政策等の比較調査研究事業

#### 【概要】

我が国の今後の施策の立案及び充実に資するため、諸外国（※）における文化振興施策の現状や予算額等の基礎的な情報を収集。  
※諸外国：主に英・米・独・仏・韓の5か国。

#### 【成果】

各国の文化政策の特徴・政策形成の仕組み、文化政策の変遷、現在の文化政策の理念、目標と評価、具体的な施策・事業の内容、文化に関する統計調査の状況等の調査を実施。令和2年度には、新型コロナウイルス感染症に対する各国政府の文化芸術の支援策についての情報収集を行い、最新の文化政策の状況把握を行った。

### イ) 大学等との共同研究事業

#### 【概要】

大学・研究機関等（以下「大学等」という。）との連携を通じ、大学等の持つ知的財産・人的資源等を活用し共同研究を行うことにより、文化庁の政策研究機能の強化及び文化政策研究の推進を図るとともに、文化政策における研究者ネットワークを構築。

#### 【成果】

平成29年度から実施している本事業では、文化庁で定めた公募テーマ、また大学からの提案テーマに基づき、大学と共同研究を実施し、研究者ネットワークの構築を図った。

（テーマ例：「文化芸術を通じた社会包摂のための事業に関する評価の在り方」、「文化財の保護活用を進めるための科学調査」、「東アジア文化都市に係る成果と今後の在り方」、「芸術文化と創造的資質向上に関する実証的研究」）

### エ) 文化に関する世論調査

#### 【概要】

文化に関する国民の意識を調査し、文化施策の参考とすることを目的として、例年実施。

#### 【成果】

文化芸術の鑑賞活動、鑑賞以外の文化芸術活動、子どもの文化芸術体験、地域の文化的環境、文化芸術振興に対する寄付に関する意識、文化芸術の振興と効果等の調査を実施。令和2年度には、新型コロナウイルス感染症に関連する調査項目を策定し、その影響を分析した。